

協議第3号

協議項目の調整方針について（継続）

基本的事項の調整方針を次のとおり定める。

協議項目		協議項目の説明	調整方針	備考
4	新町の事務所の位置	新設合併の場合は、合併関係町村が全て廃止されるため、新町の事務所（本庁舎）の位置を決める必要があります。	幕別町役場の現庁舎を本庁舎とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とすることとして、法定合併協議会で検討します。	資料 - 2
5	支所、出張所の位置	事務所の位置は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等に配慮する必要があります。		